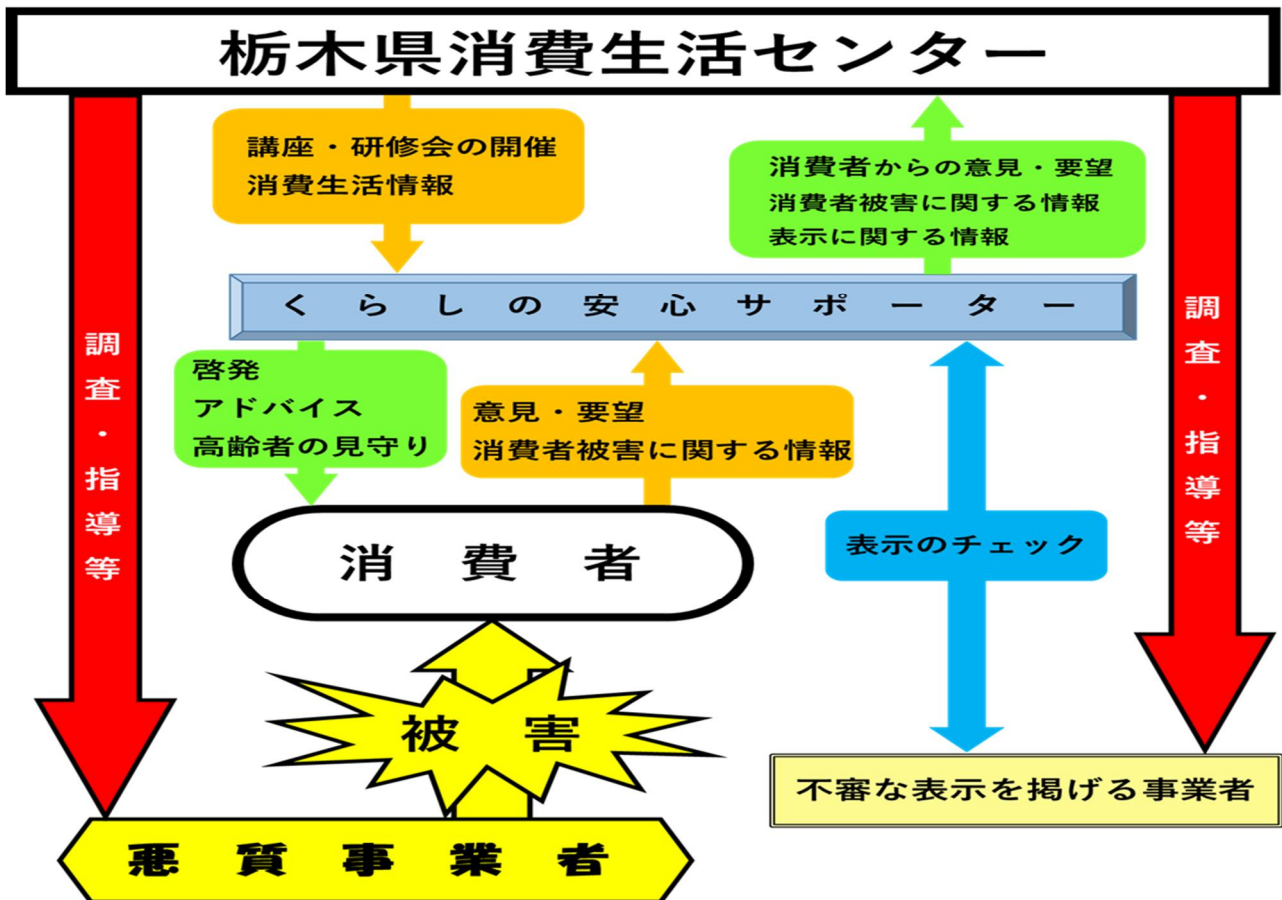


「くらしの安心サポーター」の役割



お願いすること

- 消費生活に関する情報の啓発活動
- 高齢者・障害者等の見守り活動
- 消費者からの消費生活に関する相談への対応
- 消費者の意見・要望の伝達
- 事業者の不適正な取引行為に関する情報の通報
- 不審な表示に関する情報の通報
- 消費生活に関する事業への参加
- その他、消費者行政の推進に資する活動

栃木県消費生活センター（くらし安全安心課 消費者行政推進室）

電話 028-623-2135

FAX 028-623-2182